

みたけレースラフティングクラブ(MRC)クラブ会則

第1章 総則

第1条(名称) 名称はみたけレースラフティングクラブ（以下クラブという）と称します。

第2条(住所) クラブの住所は東京都青梅市御岳本町359に置きます。

第3条(運営) クラブの運営・管理は株式会社A-STROKEがあたります。

第4条(目的) クラブの目的は、『レースラフティング』というアウトドアスポーツを通じて、自然のなかで仲間とカラダを動かす健康的なライフスタイルを提案し、クラブ会員の健康維持・増進を図り会員相互の親睦を深めるとともに、地域社会に根付いたコミュニティ作りに寄与することとします。

第2章 会員資格

第5条 本クラブは会員制とし、クラブの会員(以下会員という)本規約・細則及びクラブが定める事項を遵守することとします。

第6条(会員種別) クラブ会員種別は以下の各号のとおりとし、詳細・料金は別途細則にこれを定めます。

(1)レギュラー会員

第7条(会員資格) 1. 心身ともに健康で本クラブの活動趣旨に賛同できる方

2. 本クラブが会員として適格と認めた方

第3章 入退会

第8条(入会金・クラブ会費) 会員は、入会金及びクラブ会費（以下会費という）を前もって支払うものとします。支払は「月額払い」と「年一括払い」を選択できます。納入された入会金及び会費は理由の如何にかかわらず返還しないものとします。

第9条(入会手続) 入会にあたっては、入会金 3,000 円、年会費（年一括払いの方）または2か月分の月会費（月額払いの方）をお支払いの上、所定の入会申込書をクラブへご提出ください。金額については別表の通りと致します。

第10条(会費のお支払い) お支払方法は以下2つの中からお選びください。

(1)現金決済

(2)クラブ銀行口座への振込

第11条(会員証)

1、本クラブは入会時に会員にその種別に応じた会員証を発行します。

2、会員証は会員本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡は出来ません。

3、会員証紛失時には直ちにクラブに届出、再発行を受けるものとし、手数料は別途定めます。

4、会員証は必ず携帯し提示するものとします。

5、退会・除名の場合速やかに会員証を返却するものとします。

第12条（各種届出） クラブを退会される場合（更新されない場合）は、必ず「前月の10日」までに所定の「退会届」をご提出ください。また e-mail アドレス、住所、氏名、電話番号などに変更が生じた場合、すみやかにお申し出下さい。

第13条（会員資格の一時停止・除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格の一時停止・除名を行うことができます。

1. クラブの名誉を傷つけた場合やクラブの秩序を乱した場合
2. 本規約・その他の規則に違反した方、その他本クラブ会員として相応しくない行為をした場合
3. クラブの施設、設備などを故意に損壊した場合
4. 入会に際し重大な虚偽の申告、記載漏れ等があった場合。
5. 会費および参加費を4ヵ月以上滞納し、期限を定めた勧告にも応じない場合
6. 伝染病・その他他人に伝染又は感染する傷病を患っている方。
7. その他正常な施設利用が出来ないと判断された方。

第14条（会員資格の喪失）

会員は次の各号の一つに該当する場合、会員資格を喪失します。

- (1) 会員資格の有効期間が終了したとき。
- (2) 会員本人より、所定の退会届書提出があったとき。但し、未納金を有する場合完済の後、退会とする。
- (3) 会員本人の死亡

第15条（クラブの利用・禁止事項）

1. 会員は法人の許可なくクラブ内での商業行為、政治・宗教活動、又はこれに類する行為を禁止します。
2. 講習会または体験会の実施、特別行事、施設改修のため、事前に会員に通知を行った後、クラブ施設、備品のすべてまたは一部の利用を制限することができるものとします。
3. クラブハウスはご利用者の皆様の共有スペースです。皆様に気持ちよくご利用いただけるよう心掛けてください。
4. ゴミは各自でお持ち帰りください。
5. 施設内でのケガや事故、又は貴重品・手荷物などの盗難・紛失に関しましては一切の責任を負いません。
6. 施設付帯設備を破損・紛失した場合は、すみやかにクラブに連絡してください。原状回復にかかる費用は会員の負担となります。

第16条（傷害総合保険）

法人は傷害保険に加入し、クラブ会員の活動中の事故による怪我などの補償を行います。補償内容は死亡、後遺症傷害 500 万円、入院日額 5,000 円、通院 1 回 3,000 円です。これ以上の補償を望まれる場合は会員任意での加入を推奨します。

第3章 会員の権利・義務

第17条 遵守事項

(1) 会員は本規約・諸規則に従いこれを遵守するものとする。これに違反した場合は施設・機材の利用をお断りし、又第9条・第10条の処分を受ける場合があります。

(2) 会員は自己（未成年者においては保護者）の健康管理には責任を持つものとします。

(3) 不慮の場合であっても機材（ボート等）の破損については、クラブが個人の責任と判断した場合その責任を負うものとし、修復・復元する。

運営日・運営時間

第18条 本クラブ運営時間及び運営日、並びに運営施設に付いては別に定めます。やむ終えない事情によりそれらを変更する場合があります。その場合は原則として事前に告知します。自己責任

第19条 1、本クラブは本クラブの責に帰すべき事由により会員の人的若くは物的破損等については原則として本クラブの加盟する保険の受給範囲において其の責任を負うものとする。

2、会員は施設・機材利用中、自己の責任に帰すべき事由により本クラブ又は第三者に損害を与えた場合はその会員が賠償責任を負うものとする。

3、自然というフィールドがもつ潜在的なリスクを熟知し一切の責任を自己責任とする。施設利用制限・閉鎖

第20条 次の場合本クラブは施設・機材の使用を全部又は一部を制限・閉鎖することができる。

- (1) 天候・災害・その他により、開館が不可能と認められる場合。
- (2) 施設の改修・補修・点検等、やむを得ないとき。
- (3) 本クラブの主催する特別行事を開催するとき。
- (4) 法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等やむを得ないとき。
- (5) 経営上、必要と認められたとき。

通知事項

第21条 1、本クラブは会員の方への通知は電子メール、郵便等で行います。

2、郵便物による通知は、届出の住所又は連絡先に発送することにより通知したものとします。

第22条（諸料金の変更）

クラブは会員が負担する諸料金を、社会経済情勢の変動に応じて変更できるものとします。

第 23 条（施設の閉鎖・利用制限）

法人及び、クラブは協議の上、下記の内容に該当する場合、予告無しに本施設を全部もしくは一部を閉鎖、また は、利用制限を行う場合があります。

第 24 条（改正）

クラブ会員規約の改正は、必要に応じて行うことが出来るものとし、その効力はすべての会員に及びものとし、

発効 本規約は平成 23 年 7 月 1 日より発効します